

継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日)
有効期間	一種(令和16年3月31日)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙総発第8号
令和6年3月25日
警察庁長官官房長

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号。改正後の題名は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」となる。以下「法」という。）は、平成18年6月8日に公布され、平成19年6月1日から施行されることとなった（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第167号））。

これに伴い、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第168号）及び国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第12号）、警察留置場における受刑者の処遇に関する命令を廃止する命令（平成19年内閣府令・法務省令第1号）が平成19年5月25日に公布され、いずれも法の施行の日から施行されることとなった。

これに伴い、刑事施設ニ於ケル刑事被告人等ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号）、防声具の制式に関する内閣府令（平成18年内閣府令第64号）、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の規定による警察本部長である留置業務管理者の権限の委任に関する規則（平成18年国家公安委員会規則第17号）は廃止される。

また、留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第6号）及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令（平成19年警察庁訓令第7号）が制定され、平成19年6月1日から施行されることとなった。

各都道府県警察にあつては、下記の事項に特に意を払い、これらの法令の適正な運用を図られたい。なお、下記の事項以外の法の施行等に係る留意事項については、別に通達する。

法の施行に伴い、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等の施行について」（平成18年5月23日付け警察庁丙総発第22号）は廃止する。

記

1 関係法令の適正な運用

法は、いわゆる代用刑事施設制度の存続を前提として、留置施設等の適正な管理運営を図るとともに、被留置者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とするものである。

昨年、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定により、受刑者の処遇等については詳細な規定が整備されたが、今次の改正によって、留置施設の管理運営に関する事項及び未決拘禁者を含めた全被留置者の処遇に関する詳細な規定が整備されたことから、関係法令、諸通達等に従い、適正な留置業務の遂行に努めること。

2 捜査と留置の分離について

法第16条第3項において、留置担当官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないと規定された。

この規定は、留置業務に従事する警察官が、その業務の中でその施設の被留置者に係る捜査活動に従事してはならないことを定めたものであり、これは、捜査と留置の分離として、警察庁が従来より各都道府県に対して指導している事項のうち、その原則に当たる部分を明文化したものである。

その趣旨は、被留置者の処遇を捜査に利用してはならず、また、そのような疑念を抱かれないように被留置者の処遇を行うこととするものである。

各都道府県警察においては、従来から捜査と留置の分離を徹底し、適正な留置業務の推進に努めてきたところであるが、このたび、捜査と留置の分離が法律上明記されたことを踏まえ、一層捜査と留置の分離を徹底し、適正な留置業務の推進に努められたい。

3 実地監査の実施について

(1) 実地監査の適正な実施について

法第18条に基づく実地監査は、留置施設の適正な管理運営と被留置者の適切な処遇を担保するためのものである。各都道府県警察においては、昨年より、代用刑事施設である警察留置場に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づく実地監査を行っていたほか、被逮捕者等の留置に関する部分についても、事実上の実地監査を行い、留置業務の適正の確保に努めているところであるが、法の施行により、実地監査の対象が法律上も留置施設全般に拡大されることから、実地監査がより実効的となるよう格段の配慮をされたい。

なお、法においては実地監査を各留置施設について毎年1回以上実施することとされているところであるが、昨年から実施している実地監査の実績を踏まえ、適切な回数の実地監査を行うこととすること。

(2) 実地監査に関する公安委員会への報告等について

警察本部長は、都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下この項において同じ。）による実地監査に関する決定等に従って実地監査の計画を作成し、計画的に実地監査を実施するものとし、各留置施設に対する実地監査の結果を取りまとめ、都道府県公安委員会に実地監査の実施状況及びその結果並びに実地監査の結果講じた措置について報告すること。

4 巡察の実施について

法第19条に基づく巡察は、全国的な被留置者の処遇の斉一を図り、及び法の適正な施行を期するという観点から、国家公安委員会が定めるところにより、警察庁長官が指名する職員が、各都道府県の留置施設を視察し、必要な指導等を行うものである。各都道府県警察にあっては、巡察の円滑な実施に格段の配慮を願いたい。また、巡察による指摘事項については、早期に対策を検討の上、改善措置を講じられたい。

5 留置施設視察委員会について

法第20条において、都道府県警察本部に留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）を設置することとされた。

委員会は、部外の有識者に留置施設の運営に関する意見を述べてもらうことにより、施設の運営の改善を図ろうとするものである。各都道府県警察にあっては、委員会設置の趣旨にかんがみ、委員会の円滑な運営のため、必要な協力を行い、委員会からの意見については適切な対応をするとともに、これまで以上に適正な留置業務を推進すること。

6 戒具の適正な使用について

従来、警察留置場の受刑者に対する戒具の使用については、受刑者処遇法の規定に基づき行われ、受刑者以外の被留置者に対する戒具の使用については、刑事施設ニ於ケル刑事被告人等ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号）、被疑者留置規則（昭和32年国家公安委員会規則第4号）及び留置場において使用する戒具の制式および使用手続きに関する訓令（昭和46年警察庁訓令18号）の規定を根拠に行われていたところ、法の施行後は、被留置者の身分に関わらず、戒具の使用根拠は、法第213条及び内閣府令第22条並びに第23条によることとなるので、戒具使用の要件、手続等について留意すること。

特に、防声具は、引き続き、保護室が設置されていない留置施設において、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを防止する手段がないときに使用できること、留置保護室が整備されている留置施設においては防声具は使用できないことに留意されたい。

7 保護室について

法第214条に、被留置者の保護室への収容に関する規定が定められており、同条の規定に従い、保護室の適正な使用に努められたい。

なお、保護室は、留置担当官の制止に従わず大声や騒音を発するなどする問題被留置者対策として大きな効果があり、昨年8月に制定された「治安再生に向けた7つの重点」にも、その整備が盛り込まれたことから、新築・改築する留置施設には確実にこれを整備することとするほか、既存の留置施設においても、可能な限り保護室を整備することとし、これまで以上に積極的な整備を図られたい。

8 不服申立制度の適正な運用について

法においては、現在受刑者のみを対象としていた審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の3種類の制度からなる不服申立制度について、未決拘禁者も含めた全被留置者に対象が広げられ、また、都道府県公安委員会に対する審査の申請、事実の申告が可能となった。

各都道府県警察においては、従来から、受刑者の不服申立て及び被留置者からの苦情等に対し、誠実な処理に努めているところであるが、このたび全被留置者について不服申立制度が法整備されたことから、関係法令に従い、適正な運用に努められたい。

別添参考

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第167号）
- 2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第168号）
- 3 国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号）
- 4 警察留置場における受刑者の処遇に関する命令を廃止する命令（平成19年内閣府令・法務省令第1号）
- 5 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）
- 6 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第12号）
- 7 留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第6号）
- 8 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令（平成19年警察庁訓令第7号）

【継続措置状況】

初回発出日：平成19年5月31日

（有効期間：令和6年3月31日）